

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	66	所管 農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<p>（農業者年金制度について） 我が国において農業者の高齢化と耕作放棄地の拡大が急速に進む中で、国民に対する食料供給力を維持・強化するためには、農業経営の担い手として若く意欲ある農業者を確保するとともに、担い手に対して農地の集積・集約化を進めることが喫緊の課題となっている。 このため、青年就農者の就農支援や農地の集積・集約化に向けた各般の施策を実施する中で、農業者の老後の生活の安定とともに、意欲ある農業者の確保、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（規模拡大等）に資するため農業者年金制度を実施しているところ。 具体的には、 ① 平成13年制度改正以前の制度（旧制度）として、65歳までに後継者等に農地等を一括して移譲することを要件とした「経営移譲年金」等を支給するとともに、 ② 平成14年以降の制度（新制度）として、若い認定農業者等の要件を満たす者に対し、保険料補助を行い、後継者等に農地等の経営資源を一括して継承した場合に、国庫補助分を加算して支給する「特例付加年金」等を支給することとしている。 このように、農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定と安心を高めることにより、意欲ある農業者の確保、農業経営の移譲の促進に資する政策年金となっている。</p> <p>（独立行政法人農業者年金基金の概要） 農業者の老後の生活の安定とともに、農業者の確保、農業経営の移譲の促進を政策目的とした農業者年金は、その加入資格（国民年金第1号被保険者である農業者）や支給要件（農地の移譲等）等を法令により詳細に規定している。 このような、農業者年金業務を公正かつ確実に実施するため、農業者年金基金を設置し、市町村（農業委員会）等への委託を通じて年金支給や保険料補助等の要件確認を行っているところ。 現在、農業者年金基金では、次の2つの年金制度を運営しており、 ① 旧制度（強制加入、賦課方式・確定給付型、約48万人に年間1,200億円程度を支給） ・毎年度の予算措置で不足する給付原資を政府の債務保証を受けて借入れ（累計債務4,143億円） ・農地等の移譲の審査・確認、年金の裁定・給付、要件違反の際の支給停止 ② 新制度（任意加入、積立方式・確定拠出型、約11万人の年金積立金1,800億円を管理運用） ・加入者の保険料と運用益、国庫補助を個人毎に管理運用 ・加入資格の審査、保険料補助要件の確認、農地等の移譲の審査・確認、年金の裁定・給付、要件違反の際の支給停止等の業務を行っている。</p>					
沿革	昭45.10 特殊法人農業者年金基金 → 平15.10 独立行政法人農業者年金基金					
中期目標期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数【官庁OB】（現役出向）（4/1時点）	5	5	5	5 [0] (1)		
常勤役員数	4	4	4	4		
非常勤役員数	1	1	1	1		
常勤職員数【官庁OB】（現役出向）（4/1時点）	76	72	74	75 [0] (49)		
うち間接部門	14	14	14	14		
うち事業部門	62	58	60	61		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）	9 (2)	9 (2)	9 (2)	10 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）	117.3 (101.7)	113.6 (101.4)	111.6 (97.9)	- (-)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		

NO.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金		職員の身分	非国家公務員
		年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計（百万円）		129,260	127,792	125,926	124,901		
	うち運営費交付金		3,657	3,364	3,288	3,320		
	うち施設整備費補助金		-	-	-	-		
	うち施設整備以外の補助金・交付金		125,603	124,428	122,639	121,582		
	うち委託費		-	-	-	-		
	うち出資金		-	-	-	-		
	特別会計（特会名）（百万円）		-	-	-	-		
	うち運営費交付金		-	-	-	-		
	うち施設整備費補助金		-	-	-	-		
	うち施設整備以外の補助金・交付金		-	-	-	-		
	うち委託費		-	-	-	-		
	うち出資金		-	-	-	-		
	計		-	-	-	-		
	支出額の推移（百万円）		214,782	207,673	207,048	218,568		
収入額の推移（百万円）		230,079	221,714	222,497	233,753			
国の財政支出/収入額（％）		56.2	57.6	56.6	53.4			
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計		629,560	うち流動資産	45,965			
	負債合計		626,412	純資産合計	3,148	うち利益剰余金	3,148	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)					
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額			
農業者年金事業 (旧制度)	<p>・高齢世代の年金給付をその時々現役世代の保険料で賄う「賦課方式・確定給付型」。</p> <p>[加入要件]</p> <p>・50a以上の農地名義を有する者については強制加入（30a以上50a未満の農地を有する者等については任意加入）。</p> <p>[支給要件]</p> <p>①経営移譲年金： ・65歳前に後継者等へ農地を適切に経営移譲した場合に支給。 ・農地等を再度取得し農業経営を再開した場合には支給停止。</p> <p>②農業者老齢年金： ・保険料納付済期間が20年以上ある者が原則65歳到達により支給。</p> <p>【旧制度廃止後の平成14年1月以降の措置について】</p> <p>①年金額を平均で9.8%削減。 ②年金給付等は全額国庫負担（平成13年12月に加入資格を全員喪失）。 ・国庫負担が当面多額に上ると見込まれることから、予算額を平準化し単年度平均額（1,176億円）を毎年度国庫負担。 ・これを超える費用は農業者年金基金が長期借入（政府保証）し、国は当該借入金の債務の償還及び金利を負担。 ・旧制度に引き続き新制度に加入した場合、年金は新制度、旧制度それぞれから支給。</p> <p>[関係法条] 独立行政法人農業者年金基金法附則第6条</p> <p>[加入者54.0万人, うち受給者47.8万人]</p>	204,089	合計		204,671					
			国費	運営費交付金	1,502					
			国費	国庫負担金	121,596					
			自己収入	前年度よりの繰越金	187					
				借入金	81,100					
				貸付金利息	28					
				農地売買貸借勘定より償還金	252					
				諸収入	8					
			農業者年金事業 (新制度)	<p>・自らが積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」。</p> <p>[加入要件]</p> <p>・20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者。 ・年間60日以上農業に従事する者。</p> <p>[支給要件]</p> <p>①特例付加年金： ・20年以上加入が見込まれる若い認定農業者等に保険料の一部を国庫補助。 ・農地等について後継者等へ適切に経営継承した場合に保険料国庫補助分を農業者老齢年金に上乗せして支給。 ・受給後に農業経営を再開した場合には支給停止。</p> <p>②農業者老齢年金： 加入期間に積み立てた保険料に応じて原則65歳到達により支給。</p> <p>[関係法条] 独立行政法人農業者年金基金法第9条</p> <p>[加入者累計10.5万人, うち受給者1.8万人]</p>	10,882	合計		25,740		
						国費	運営費交付金	1,724		
国費	国庫補助金	1,043								
自己収入	前年度よりの繰越金	18								
	保険料収入	13,983								
	運用収入	982								
	特例付加年金被保険者経理より受入	338								
	農業者老齢年金被保険者経理より受入	7,644								
諸収入	7									
農地売買貸借等 事業 (旧制度)	<p>・経営規模の拡大をめざす加入者に対し農地等を買入れるのに必要な資金を長期（30年）かつ低利で（3.0%又は3.5%）貸し付けを行うとともに、債権の管理・回収を実施。</p> <p>[関係法条] 独立行政法人農業者年金基金法附則第6条</p> <p>[貸付金残高755百万円]</p>	337	合計		346					
			国費	運営費交付金	61					
			自己収入	前年度よりの繰越金	5					
				貸付金利息	28					
				農地売渡代金等収入	252					
諸収入	1									

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

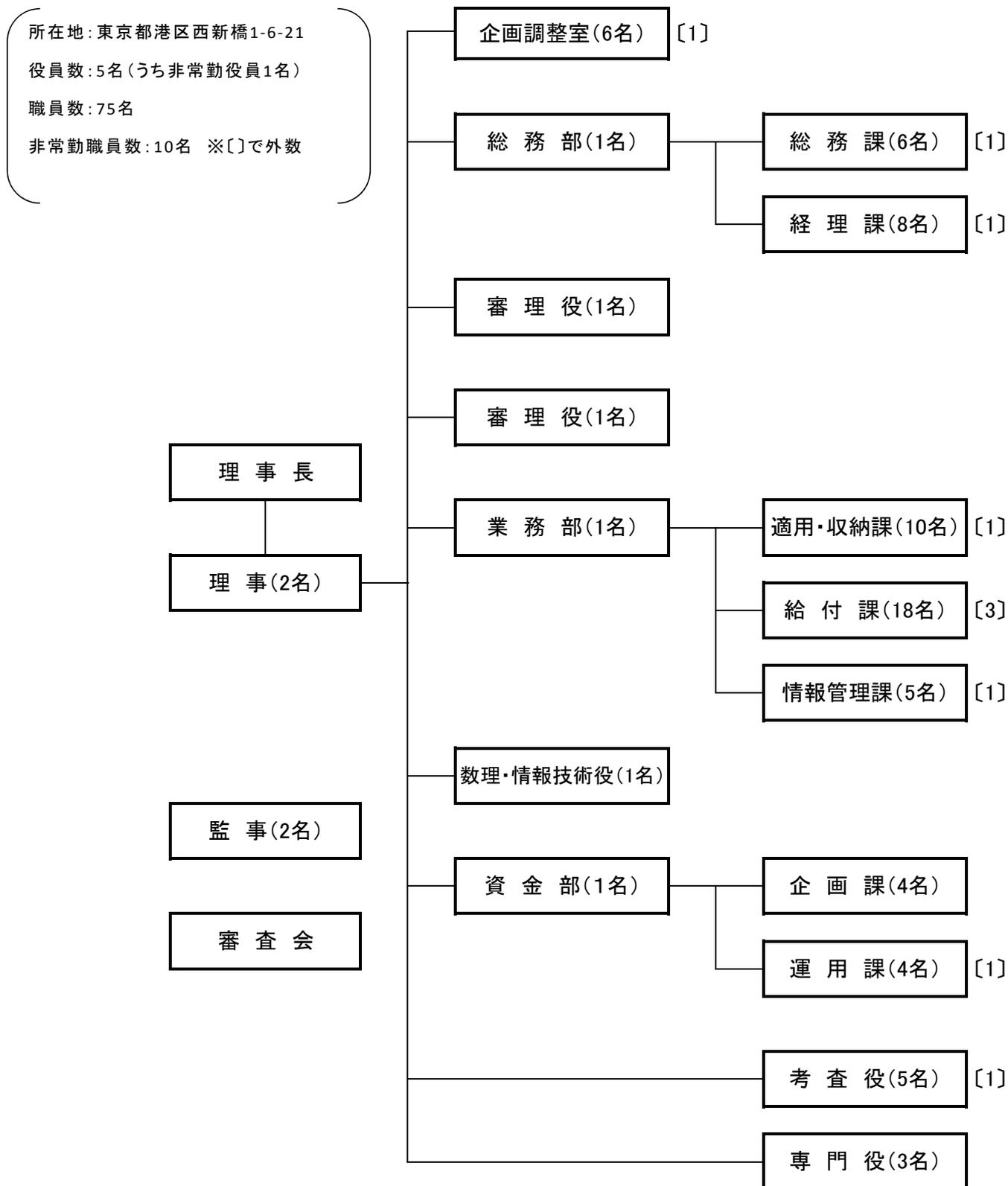
特別会計	法人合計（百万円）	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

（平成25年4月1日現在）



No.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

（政策体系の中での位置づけ）

○平成13年制度改正以前の農業者年金制度（旧制度）は、旧「農業基本法」（昭和36年法律第127号）第2条（国の施策）の「農地保有の合理化及び農業経営の近代化」を実施する制度として、「老後の生活の安定」とともに、農地等の経営移譲の促進を通じた「農業経営の近代化」（若返り）及び「農地保有の合理化」（農地の細分化防止、規模拡大）を目的とした年金制度として措置されていた。旧制度は、平成13年以前に加入していた者に対して支払われるもので、現在も経営移譲年金等が支給されるとともに、新規裁定が行われている。

○平成14年以降の新制度は、新たな「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の第21条「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため…必要な措置を講ずる」、同法第25条「国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため…必要な措置を講ずる」等の規定を受け、「老後の生活の安心と安定」を図るとともに、認定農業者等の意欲ある担い手に対する政策支援等により「農業者の確保に資する」ための施策として措置されている。

（法人の成果）

○農業者の老後生活の安定に関しては、旧制度及び新制度を通じて、年金支給が始まった昭和51年から平成24年までの37年間に、延べ113万人に年金の支給が行われ、平成24年現在も50万人に支給されている。

○旧制度については、昭和51年から平成23年までに94万人から203万haの経営移譲が行われ、平成24年現在も48万人に対し約1,229億円の年金を支給している。

○新制度については、支給が始まったばかりだが、平成24年は2万人に年金が支給され、平成14年から平成24年までの加入者が11万人を超えたところ。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

○特殊法人から独立行政法人になったため、引き続き、政府の債務保証を受けることができ、年金支給を安定的に実施することができている。

○農業者年金基金は、昭和45年に農業者年金基金法に基づく農業者年金事業を行う特殊法人として設立され、主務大臣による役員任命、事業計画の認可、財務諸表の承認等、国による一定の指導・監督の下で業務運営が行われてきたところである。その後「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、平成15年に独立行政法人に移行した。

独立行政法人化のメリットとしては、

- ・ 中期的な目標管理や第三者による事後評価が導入され、計画的な事業費の削減等の業務の効率化が図られたこと、
- ・ 年金制度は長期的かつ安定的に実施していくものであるが、組織・業務について定期的に検証する仕組みが導入されることにより、内部統制機能の充実等の業務の改善や申出書の迅速な処理等の国民サービスの向上が図られたこと、
- ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等により情報公開の徹底が図られ、中期計画やその業務実績の公表等により業務運営の透明性の確保が図られたこと、

が挙げられる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	86	農業者年金事業
農林水産省	87	独立行政法人農業者年金基金運営費

No.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

（単位：百万円）

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
庁舎管理業務	事務室の清掃及び郵便物運搬業務	4	三井不動産ファシリティーズ(株)
システム関連業務	基幹業務記録システム及び電子情報提供システムの保守運用業務	107	(株)日立システムズ
システム改修及び機能追加等業務	資金運用管理システム改修及び機能追加等業務	3	ディーディーエヌコンサルティング株式会社
システム用ソフトウェア等導入業務	農業者年金記録管理システム用ソフトウェア等導入業務	25	株式会社大塚商会
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
農業者年金業務委託契約	債権の管理・回収及び担保管理業務	5	都道府県信用農業協同組合連合会・農林中央金庫
磁気テープ交換による農業者年金保険料の口座振替事務の委託契約	保険料の口座振替に関する処理業務	2	農林中央金庫
農業者年金基金業務指導事業	農業者年金事業の普及、農業委員会・農協への指導協力、被保険者等からの相談等業務	300	都道府県農業会議 都道府県農業協同組合中央会
農業者年金業務委託手数料	諸届等の受付・点検、記載内容の事実の確認、加入対象者への制度の周知・普及等業務	1,377	市町村(農業委員会) 農業協同組合
加入推進特別対策	加入推進活動の支援業務	90	都道府県農業会議 都道府県農業協同組合中央会
農業者年金基金総合指導事業	総合指導員への助言・指導等業務	13	全国農業会議所 全国農業協同組合中央会
包括信託	信託財産の運用	54	三井住友信託銀行(株)
媒体作成・印刷・製本・配布業務	農業者年金業務担当者用教材「農業者年金の制度と実務(新制度編・旧制度編)」等の媒体作成・印刷・製本・配布業務	7	敷島印刷株式会社
封入・梱包発送業務	平成24年度一時金支給決定通知書、年金証書・年金給付関係諸変更処理決定通知書等の封入・梱包発送業務	2	株式会社大幹ビジネスサービス
通知作成、封筒・現況届関係諸用紙の印刷及び発送業務	平成24年度「農業者年金振込支払通知書・現況届・提出対象者一覧表・市区町村別件数表」の作成、封筒・現況届関係諸用紙の印刷及び発送業務	10	株式会社ビー・プロ
通知の印刷・作成、同封・封緘、発送準備業務	農業者年金の被保険者等に対する保険料納付額及びその運用収入の額等の通知の印刷・作成、同封・封緘、発送準備業務	2	トッパン・フォームズ株式会社
資金調達のための支援業務	資金調達のための支援業務(平成24年11月民間借入)	2	信金中央金庫
徴収票の作成、裁断、梱包、封入及び送付業務	平成24年分農業者年金に係る公的年金等源泉徴収票(受給者交付用)等の作成、裁断、梱包、封入及び送付業務	4	株式会社ビー・プロ
請求書及び変更届出書のマイクロフィルム文書化業務	農業者年金の各種裁定請求書及び諸変更届出書のマイクロフィルム文書化業務	3	株式会社ニチマイ
年金給付金振込等業務	年金給付金振込等の業務	25	農林中央金庫本店
文書及び磁気媒体保存箱の保管等業務	文書及び磁気媒体保存箱の保管等業務	2	株式会社ヤマタネ物流本部関東支店
CIO補佐官業務	独立行政法人農業者年金基金CIO補佐官業務	5	みずほ情報総研株式会社
資金調達のための支援業務	資金調達のための支援業務(平成25年2月民間借入)	2	信金中央金庫

※100万円以下の少額随意契約を除く。

No.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	該当無し
② これに対する現時点での考え方	—
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	○高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成型法人とする。
② これに対する現時点での考え方	<p>○農業者年金基金は、農業者年金業務として、年金の裁定をはじめ、経営移譲等の要件を欠いた場合の経営移譲年金の支給停止の判断、加入者の年金資産の運用、個人情報等の管理等に関する業務を行っている。これらの業務は加入者一人ひとりの年金の支給等に直接影響を及ぼすものであることから、農業者年金基金は法令等に基づき、公正かつ適正に事務処理を遂行しなければならない。</p> <p>したがって、農業者年金基金においては、高度なガバナンスの仕組みをもった業務執行体制を構築し、農業者の確保及び農業者の老後の生活の安定に資することを目標として農業者年金事業を行う必要があることは当然であると考えている。</p> <p>○このため、農林水産省は新たな中期目標（平成25年度～平成29年度）において、内部統制の基本方針の制定、リスク管理体制（リスク管理委員会）の整備等による内部統制の拡充・強化のための組織体制の整備等を掲げ、これを受け、農業者年金基金は、中期計画において、内部統制の基本方針を策定するとともに、同方針に基づくリスクの管理及び内部監査の実施等を定め、平成25年度当初から、内部統制の基本方針の制定、リスク管理に関する規程の整備とリスクの洗い出し等に取り組んでいる。</p>
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会から通知された、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年1月21日付け政委第6号 政策評価・独立行政法人評価委員会委員長）においては、「法人全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた常勤職員数削減を計画的に進めるとともに、必要な組織の整備を行うものとする」とされている。</p> <p>○会計検査院からの組織見直しに係る指摘事項はない。</p>
② 対応状況	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会について</p> <p>農林水産省は新たな中期目標（平成25年度～平成29年度）において、「旧制度に基づく受給者等の減少…業務受託機関に対する審査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施」を掲げ、これを受け、農業者年金基金では、中期計画において、審査指導の対象となる業務受託機関の増加により業務量の増加が見込まれる審査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化するとともに、受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれる年金業務部門を合理化して2名を削減することを定め、中期目標期間中（平成25年度～平成29年度）の実現に取り組むこととしている。</p>

No.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定とともに、農業者の確保、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（規模拡大等）に資することを目的とした唯一の政策年金であり、旧年金・新年金を通して、政策支援としての補助の内容や年金給付の要件等の事業内容を個別の法令で詳細に規定して実施している。

特に、平成13年の年金制度改正において、

① 平成13年改正以前の旧制度の年金受給権者（48万人）に対し、給付水準を一定程度引き下げるとともに、全額を国庫負担として支給することとし、毎年度の予算措置では不足する資金を政府の債務保証を受けて借り入れ年金を支給することとされたところであり、現在、累計債務4,143億円となっている（平成25年3月）

ほか、
② 平成14年以降の新制度は、財政方式を加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した確定拠出型の積立方式とするとともに、若い認定農業者等の要件を満たす者に対し、保険料補助を行い、後継者等に農地等の経営資源を一括して継承した場合に、国庫補助分を加算して支給することとし、実施しているところである。

また、

③ 加入対象となる農業者が全国各地に分布していること、個別農業経営の所在の確認を確実に行う必要があることから、市町村（農業委員会）等に業務の一部を業務委託しており、このような業務が執行できる体制が必要である。

このような中で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）においては、農業者年金基金は高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人として位置付けられたところであり、引き続き、独立行政法人制度の下、業務を効率的かつ適切に実施していくことが必要と考えている。

No.	66	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—